

○北杜市ホームページ広告掲載基準

平成19年12月3日

告示第59号

改正 平成21年3月18日告示第24号

平成26年3月28日告示第21号

平成28年7月1日告示第77号

平成31年3月27日告示第18号

令和元年5月20日告示第10号

(趣旨)

第1条 この告示は、北杜市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成19年北杜市告示第57号。以下「要綱」という。）に基づき、北杜市ホームページへの広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この告示において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載は、北杜市ホームページのトップページで市が指定した位置とする。

(広告の種類及び規格等)

第4条 掲載する広告の種類は、バナー広告とする。

2 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦40ピクセル、横170ピクセル

(2) データ容量 5KB以下

(3) 形式 GIF

3 バナー広告のデザイン、色彩等は、北杜市ホームページのデザインと調和がとれたものとし、市と広告主との間で協議のうえ決定する。

(広告の募集枠)

第5条 募集する広告の枠数は、16枠以内とする。

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料は、1枠につき月額5,240円とする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、月の初日から当該月の末日までの1月とし、連続して掲載することができる期間は、最長6月までとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 広告の掲載期間内に、市の都合により北杜市ホームページを閉鎖した時間が生じた場合は、その閉鎖時間に応じ、次のとおり掲載期間を延長するものとする。

閉鎖した時間	延長する期間
3時間以上24時間以内	1日
24時間を超えたとき	閉鎖した時間を24時間で除して得た日数+1日

(掲載の申込期限)

第8条 広告の掲載の申込期限は、掲載を希望する月の前月の10日までとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月18日告示第24号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日告示第21号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月1日告示第77号)

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日告示第18号)

改正 令和元年5月20日告示第10号

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月20日告示第10号)

この告示は、公布の日から施行する。